

(別添 2-1)



国重総総発第199号  
平成17年10月17日

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
黒川清殿

独立行政法人  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園  
理事長 遠藤



独立行政法人国立重度知的障害総合施設のぞみの園の役員の退職について

平成17年9月30日付で、当のぞみの園の下記役員が退職いたしましたので、その退職手当に係る業績勘案率の算定をお願いいたします。

記

氏名	[REDACTED]
役職	監事
在職期間	平成15年10月1日から平成17年9月30日

(別添2-2)

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の  
役員の退職金に係る業績勘案率について

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の退職役員（1名）の退職金に係る業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

監事 [REDACTED] 業績勘案率は、1.0とする。

（業績勘案率の適用があるのは、平成16年1月1日以降の在職期間に限る。）

※ 「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について」（平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会決定、別紙1）に基づき、以下のとおり算定したもの。

（1）役員の在職期間のうち年度評価実施期間の実績

	平成15年度	平成16年度
法人の年度業績勘案率の平均値	1.19 (別紙2)	1.13 (別紙3)
平均値の分類	Y	Y
各分類に対応する率	1.0	1.0

（2）役員の在職期間のうち年度評価未実施期間の実績

平成17年4月～9月については年度評価が未実施であるが、当該期間の実績（別紙4）と平成16年度実績を比較考量すると、平成16年度実績とほぼ同水準とみなすことが適当。

→ 平均値の分類：Y、各分類に対応する率：1.0

(3) 退職役員に係る職責事項についての申請等の有無

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園からの申請 → 無

独立行政法人評価委員会委員からの申出 → 無

(4) 独立行政法人評価委員会（第21回医療・福祉部会）での審議

上記の結果を基に審議し、当該役員（1名）の業績勘案率を1.0とすることで了承。

## 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成16年3月30日決定  
平成16年12月1日改定  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

### 1. 業績勘案率の算定方法

- ① 厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）における退職役員の業績勘案率の算定については、以下の方法により行うこととする。

イ 法人の各年度の個別評価項目ごとのS～D評価を下表1により点数化し、平均したもの（小数点第3位を四捨五入したもの）を各年度の業績勘案率（以下「年度業績勘案率」という。）とする。

※表1

個別評価項目ごとの 業務実績評価結果	評価結果に対応する率
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

- 年度業績勘案率を下表2によりXからZのいずれかに分類し、各分類に対応する数値に換算した上、それらを当該役員の在職月数に応じ加重平均したもの（小数点第2位を四捨五入する。）を当該役員の業績勘案率とする。

※表2

年度業績勘案率の 平均値	各平均値の 分類	各分類に対応 する率
1.50～2.00	X	1.5
0.51～1.49	Y	1.0
0.00～0.50	Z	0.5

- ② 下記②の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。(法人設立直後で業務実績評価結果が存在しない場合については、当該退職役員の在職期間における法人の業績を勘案した上、適切に算定することとする。)
- ③ ある中期目標期間の全期間を通じて在職し、かつ、当該中期目標期間の評価結果が決定されている場合には、各年度の年度業績勘案率を用いるのではなく、中期目標期間の評価結果を基本として、上記①に準じた方法に基づき算出した数値を用いることとする。
- ④ 1.0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
- ⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項(以下「職責事項」という。)については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。
- ⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。

## 2. 業績勘案率の決定手続き

- ① 法人は、役員の退職に際し、厚生労働省独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し業績勘案率の決定について文書にて依頼を行う。
- ② 評価委員会は、①の依頼を受け取ったときは、各部会において業績勘案率についての審議及び決定を行うものとする。

- ③ 上記の方法により算定された業績勘案率について、上記①の②の表2のX～乙の分類を適用させた場合に当該分類の結果がX又は乙に該当せず、かつ、①の⑤の職責事項に係る申請及び申出がそれぞれ法人及び部会委員からなされない場合に限り、上記②の規定にかかわらず、あらかじめ部会委員の意見を踏まえた上で、部会長において業績勘案率を決定できるものとする。なお、この場合において、部会長は、直後に開催される部会において、当該業績勘案率の決定についての報告を行う。
- ④ 上記の方法により決定された業績勘案率については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「総務省評価委員会」という。）に通知し、意見の有無についての確認を行う。
- ⑤ ④により総務省評価委員会に対し通知を行った業績勘案率について、総務省評価委員会からの意見の内容に照らして、業績勘案率の再算定が必要ないと認められる場合には、部会長において業績勘案率を最終決定できるものとする。この場合において、部会長は、業績勘案率の最終決定後、これを速やかに法人に通知する。なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに厚生労働大臣に通知する。

個別項目に對する評価結果(平成15年度)

## 個別項目に関する評価結果(平成16年度)

平成16年度評価結果									
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園									
								平均	評価結果
1	効率的な業務運営体制の確立(組織体制・人材配置)	4	4	4	4	4	4	4	A 1.5
2	〃 (内部進行管理の充実)	2	2	2	3	3	3	3	B 1.0
3	〃 (業務運営の効率化に伴う経費節減)	4	4	4	5	4	4	4	A 1.5
4	効率的な施設・設備の利用	3	3	4	3	3	4	4	B 1.0
5	合理化の推進(外部委託の拡大・競争入札の実施)	3	3	3	4	4	3	3	B 1.0
6	サービスその他の業務の質の向上(自立支援のための取組み)	4	4	4	5	4	4	4	A 1.5
7	〃 (調査・研究の実施)	4	4	3	4	3	4	3	A 1.5
8	〃 (インターネットによる調査・研究成果の普及・活用)	3	3	3	3	3	3	3	B 1.0
9	〃 (講演会等の開催等による調査・研究成果の普及・活用)	3	4	3	4	3	4	3	B 1.0
10	〃 (養成・研修の実施)	3	3	3	3	3	3	4	B 1.0
11	〃 (知的障害者機関施設等への援助・助言の実施)	3	2	3	4	3	3	2	B 1.0
12	〃 (その他の業務(附帯業務)の実施)	3	3	3	4	3	3	4	B 1.0
13	〃 (サービス提供に関する第三者評価の実施等)	2	2	3	3	2	3	2	C 0.5
14	〃 (電子政府構築基本計画に関する対応)	3	3	3	3	3	3	3	B 1.0
15	予算、収支計画及び資金計画	3	3	4	3	3	3	4	B 1.0
16	職員の人事に関する計画	4	4	4	4	4	3	4	A 1.5
								年度実績割率の 平均値	

## 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の個別項目に関する実績報告

当施設における平成17年度の業務については、独立行政法人通則法第31条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣に届け出た年度計画に沿って、着実に遂行しており、平成17年4月から9月までの個別項目ごとの業務実績は以下のとおりである。

報告の項目	平成17年4月から9月の業務実績	備考										
1 効率的な業務運営体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者へのサービスの質の向上、地域移行の推進及び法人運営の効率化を推進していくための体制整備を図ることとし、併せて、障害者自立支援法（案）の趣旨を念頭に置いた組織を構築するため、4月1日から法人運営部門である法人事務局と直接処遇部門である総合施設とを明確にする等の組織改正を行った。</li> <li>また、地域移行等に関する検査・研究の一層の推進を図るため、4月1日から、研究に関する豊富な知識と経験を持つ人材を福祉系大学から採用した。</li> <li>人事評価制度については、要綱（案）及び実施要領（案）に基づき、労使間の調整や評価者間における意見調整を行ってきており、11月からの試行に向けて準備を行った。</li> </ul>											
2 内部進行管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度業務モニタリング評価会議を6月下旬に開催し、第1・四半期における業務の進捗状況についてモニタリングした。</li> <li>なお、5月から6月にかけて各部所における業務の実施状況を重点にした監査が行われ、各部所に対して必要な指示等が行われた。</li> <li>利用者等の事故防止策については、事故防止対策委員会を定期的に開催し、発生事故事例やヒヤリハット事例の状況を分析し、予防策を検討してきている。</li> <li>なお、7月を事故防止月間として、職員に対して注意の喚起を促した。</li> </ul>											
3 業務運営の効率化に伴う経費節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費の縮減を図るため、定年退職者の後補充について非常勤職員等により対応している。</li> <li>また、給与水準については、昨年度に引き続き、7月から全役職員を対象に△3.5%の引下げを行った。</li> <li>機能訓練の有効化については、必要な人材である理学療法士の確保に努めた結果、平成17年4月から理学療法士を採用し、6月診療分より保険請求を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4月からの退職者数と後補充の状況（4~9月）           <table border="0"> <tr> <td>退職者</td> <td>後補充</td> </tr> <tr> <td>[5人]</td> <td>→ [常勤1人 放射線技師1人 非常勤1人]</td> </tr> </table> </li> <li>○6月から9月までの請求件数（機能訓練関係） 63件</li> </ul>	退職者	後補充	[5人]	→ [常勤1人 放射線技師1人 非常勤1人]						
退職者	後補充											
[5人]	→ [常勤1人 放射線技師1人 非常勤1人]											
4 効率的な施設・設備の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育施設（テニスコート、体育館等）の有料化（平成17年4月実施）等を行った。</li> <li>資産利用検討委員会を開催し、専門家を招き、当法人資産の活用方法等についての意見を聴取した。</li> <li>定期的に障害医療セミナーを開催することとしており、9月には「知的障害児・者のてんかん」と題して、講演を行った。その時の参加者は146人（外部：121人）と好評を得た。</li> <li>地域との交流を図るために「のぞみふれあいフェスティバル」の実行委員会を立ち上げ、11月の開催に向けて準備を行ってきていている。</li> <li>地域の知的障害者のための通所部拡充を図ることとし、市街地にある空き住宅を確保し、通所部（「ワークバルやちよ」）の拡充と併せて生活体験事業の拡充等を図ることとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通所部の定員の推移           <table border="0"> <tr> <td>16年 4月</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>17年 3月</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>同年 10月</td> <td>20人</td> </tr> </table> </li> </ul>	16年 4月	7人	17年 3月	10人	同年 10月	20人				
16年 4月	7人											
17年 3月	10人											
同年 10月	20人											
5 合理化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者への直接の関わりが比較的小ない廃棄物処理業務について、本年4月より、収集・焼却関係（可燃物・不燃物等）と腐芽関係（残飯等）に分け、それぞれ競争入札を導入した。</li> <li>来年度に向けて、利用者の支援サービスへの影響等を考慮しつつ、競争入札する業務の拡大の可能性について検討を行っている。</li> </ul>											
6 自立支援のための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行の推進体制及び総合施設としての機能を一層強化するための組織改正（東西区を生活支援部に改組、地域生活支援部を地域支援部に、作業支援部を活動支援部に改組など）を行った。</li> <li>利用者の地域生活への円滑な移行を期すため、生活体験事業の拡充を図ってきている。</li> <li>入所利用者の就労体験の機会を増やすための努力をした。</li> <li>これまでの「寮」の編成を見直し、より自立に向けた支援及び効率的な運営が可能となるよう寮の再編を行うこととし、9月末で利用者の寮間の移動（引越し）を無事終了した。なお、寮の再編成により、2か寮を閉鎖（22か寮→20か寮）した。</li> <li>本年度（9月末現在）に入り5人（平成15年10月に独立行政法人となって以降は、10人）が地域への移行のため退所した。さらに、現在、6人の利用者について、関係自治体等と具体的な協議を行っている状況である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活体験事業の拡充状況（生活体験ホームの入居者の推移）           <table border="0"> <tr> <td>16年 11月</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>17年 6月</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>同年 9月末</td> <td>37人</td> </tr> </table> </li> <li>○就労体験者数の状況           <table border="0"> <tr> <td>17年 4月</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>9月末</td> <td>19人</td> </tr> </table> </li> </ul>	16年 11月	28人	17年 6月	33人	同年 9月末	37人	17年 4月	14人	9月末	19人
16年 11月	28人											
17年 6月	33人											
同年 9月末	37人											
17年 4月	14人											
9月末	19人											
7 調査・研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働科学研究「知的障害者の地域移行を困難にする二次的障害とその対策に関する研究」（主任研究者：遠藤浩理事長）を昨年度に引き続き行っているが、昨年度実施した予備調査の詳細な分析を行っている。なお、厚生労働科学研究における研究班の全体会議を6月に開催した。</li> <li>さらに、現在までの同研究成果の發表を、下記により計画した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①日本特殊教育学会（研究テーマ「重度知的障害者の支援方法に関する研究—I C F 関連図を通しての支援ニーズの把握ー」）（9月実施）</li> <li>②日本社会福祉学会（「知的障害者の地域生活支援に関する研究—I C F を活用しての事前アンケート調査を通してー」）（10月予定）</li> </ul> </li> <li>法人内研究においては、前年度より重度知的障害者の嚙下障害に関する研究、地域における作業活動への取組みに関する研究の2テーマを継続研究として行っている。また、今年度からの研究として、寮再編に伴う新たな寮の生活支援に関する研究、地域移行に関する支援技術に関する研究に着手した。</li> <li>なお、今年度における法人内研究の進め方等を調整するために、8月に調査・研究調整会議を開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究項目           <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度・重複の知的障害者の地域生活移行に向けての医療的支援サービスのあり方にに関する研究</li> <li>・重度・重複の知的障害者の地域移行を困難にする二次的障害の日常生活支援のあり方にに関する研究</li> <li>・重度（・重複の）知的障害の地域移行を困難にする二次的障害の診断と治療</li> <li>・自閉症児者の行動傷害に関する研究</li> </ul> </li> </ul>										

	報告の項目	平成17年4月から9月の業務実績	備考
8	インターネット等による調査・研究成果の普及・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度に実施された厚生労働科学研究及び法人内研究について、調査研究項目ごとに研究要旨を作成した。現在、その研究要旨をホームページに掲載する作業を行っている。</li> </ul>	
9	講演会等の開催等による調査・研究成果の普及・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果については、学会や各種の研修会等で講演したほか、ニュースレター(5月、8月に発行)、機関紙等を通じて発表した。</li> </ul>	○ニュースレター発行部数 3,200部 (H16: 3,000部)  ○研究成果の発表事例 学会 2回 研修会、研究発表会 5回 機関誌、専門誌 3回
10	養成・研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習及び新規、見学等については、学校や関係機関と連絡・調整を行い、積極的に受け入れている。</li> <li>当法人が実施主体となって、7月に「地域移行支援セミナー(基礎コース)」を初めて開催し、全国から300人近くの参加を得た。 なお、11月に実施予定の「健康新規セミナー」と、18年1月予定の「地域移行支援セミナー(発展コース)」の準備を進めてきている。</li> </ul>	○実習等の受入れ状況(4~9月) 32校 170人
11	知的障害者支援施設等への援助・助言の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度に引き続き、電話照会への対応を行っている他、各種研修会等への講師としての参画や関係団体の機関誌、ニュースレター等を通じた情報の提供により、間接的に援助・助言に努めできている。</li> </ul>	
12	その他の業務(附帯業務)の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所者や地域の知的障害者に対する診療業務を行っている。</li> <li>知的障害に関する理解を深めるために関連分野の職種等関係者に対する見学・実習等の受け入れを積極的に受け入れることとし、医学生、歯科衛生士及び教員等の実習を受け入れてきている。 なお、警察学校には、当方から出向き講師を務めた。(6月)</li> <li>福祉関係者の見学の受け入れやボランティア活動の受け入れ等も積極的に行っていている。</li> </ul>	○診療件数(4~8月) 8,467件 (H16' 19,165件)  ○異業種職員の見学・実習等の受入れ状況(9月末現在) 医学生 10人 歯科衛生士 36人 教員 17人
13	サービス提供に関する第三者評価の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、群馬県社会福祉協議会が作成した「群馬県版共通評価基準(知的障害者更生施設)」を基に、のぞみの園の個別事項(地域移行関連や診療所の状況)についての項目を盛り込んだ評価基準の検討案を用意するなど、12月の第三者委員会委員による評価実施に向けての作業を進めている。</li> </ul>	
14	電子政府構築基本計画に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度に引き続き、法人内の連絡事項等はグループウェアを利用する等ペーパーレス化に努めできている。</li> <li>さらに、各部門が有している利用者情報の一元化あるいは共有化のための基本データの入力のための作業を行っている。</li> </ul>	
15	予算、収支計画及び資金計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに、体育施設等の有料化を行い、収入増に努めている。</li> <li>昨年度に引き続き、群馬県から「障害者総合相談支援モデル事業」及び「ガイドヘルパー養成研修実施事業」を受託し、収入増を図っている。</li> </ul>	
16	職員の人事に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度「人事計画」に従い、実施している。</li> </ul>	○職員数の推移 17年4月1日現在 292人 9月末現在 288人
17	施設・設備に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水本管工事及び就労支援施設の整備については、9月に完了した。</li> <li>エネルギーセンターの整備については、10月末に完了予定である。</li> </ul>	